

船舶バラスト水規制管理条約

背景

バラスト水に含まれる水生生物・病原菌が本来の生息地以外で排出
⇒ 生態系の破壊, 人の健康被害(1980年代末から顕在化)

➡ 2004年2月, 国際海事機関(IMO)で条約をコンセンサス採択

バラスト水

貨物を積んでいない時に, 船舶を安定させるため, 「おもし」として取り入れられる水(通常は海水)

主な内容

- ① 基準値を超えるバラスト水の排出禁止(処理装置の設置等が必要) 【第4条・附属書D節】
- ② 船舶毎のバラスト水管理計画作成・実施, バラスト水記録簿の常備 【第4条・附属書B節】
- ③ 旗国 ⇒ 船舶の定期的検査, 国際証書の発給 【第7条・附属書E節】
- ④ 寄港国 ⇒ 国際証書・記録簿確認, バラスト水分析, 違反船舶は抑留等が可能

【第9条・第10条】

意義・早期締結の必要性

- 船舶による環境被害の防止のための国際的取組に貢献。
- 近々条約発効要件が充足される見通し※ ⇒ その1年後に発効

発効までに締結できない場合, 日本船舶は, 条約上の国際証書の発給を受けられず, 締約国の港で抑留される等のおそれが高まる。

(我が国は, 締結に際し, 処理装置の設置期限につき, IMO決議に沿った留保を付す予定。)

※ 30か国以上, 全世界の商船船腹量の35%以上の締結が要件【第18条】

(2014年2月現在, 締約国は38か国(仏, 独, 加, 露, 韓, リベリア等), 商船船腹量の30.38%)

